宇陀市心の森「多世代交流プラザ」
指定管理者選定委員会選定要領

第１　趣旨

この要領は、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１８年宇陀市条例第７号、以下「指定手続等に関する条例」という。）第１２条の規定により設置する宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について、宇陀市心の森「多世代交流プラザ」の指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　総則

（１）対象施設

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」

（２）選定委員会の委員

宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１８年宇陀市規則第７号）第４条に規定する選定委員会の組織は、別表のとおりとする。また、委員長及び委員については、市長がその都度任命する。

なお、委員報酬等については、宇陀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１８年宇陀市条例第４４号）第２条及び第５条の規定による。

（３）選定の基準

選定及び審査の基準は、指定手続等に関する条例第４条の規定に基づき、次のとおりとする。

ア．利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ．公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ．公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ．公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

オ．その他市長等が別に定める事項

第３　審査及び選定

（１）指定管理者の候補者の選定

選定委員会は、指定手続等に関する条例第２条の規定による公募に応じて、指定手続等に関する条例第３条の規定による申請をした団体のうちから、審査の結果、申請内容が最も優れていると認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

（２）審査及び選定の方法

ア．通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書、その他の書類（以下「提出書類」という。）による第１次審査及び当該団体による面接審査を踏まえた第２次審査の２段階審査を経て行うものとする。

イ．第１次審査（書類審査）

すべての申請団体について、提出書類をもとに形式及び内容の審査を行い、第１次審査通過団体として、選定委員会の審査の結果、数団体を選定する。

ウ．第２次審査（面接審査）

第１次通過団体について、提出書類の内容に関するプレゼンテーションを受け、引き続き質疑応答を行う。この場合の順序は、申請受付順によることとする。すべてのプレゼンテーション及び質疑応答が終了した後に審査を行い、指定管理者の候補者として１団体を選定する。

エ．審査基準

審査基準については選定委員会において決定し、各項目について５段階評価により１点から５点までの点数を付すことにより審査及び採点を行う。ただし、各項目の配点が、１０点の場合は点数を２倍するものとする。なお、価格点については、「審査基準」の審査内容欄に記載の計算方法により算出する。

オ．審査及び選定の手続

第１次審査・第２次審査ともに、審査基準に基づき申請団体ごとに審査、採点を行う。

①第１次審査においては、審査基準の項目ごとに審査し、委員の合議により第１次審査通過団体として選定する。

②第２次審査においては、申請団体ごとにプレゼンテーション及び質疑応答を経て審査を行い、各委員が個別の採点を行った後、審査基準の項目ごとに集計した点数を委員数で除して得た数値（小数点以下第２位を四捨五入する。以下「評点」という。）を算出し、その合計の最も高い団体を指定管理者の候補者として選定する。

ただし、評点の合計が８０点（満点１３０点）に満たない場合は失格とする。

③第２次審査において、評点の最も高い団体が２以上あるときは、委員の合議により、申請内容の総合評価を行い、最も優れていると認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

④申請団体が少数の場合は、選定委員会の判断により、書類審査と面接審査を併せて行うことができるものとし、この場合の手続きは前記②・③で行うこととする。

第４　選定結果の報告・公表等

委員長は、選定委員会において審議した内容及び選定結果を市長に報告するものとする。

また、選定結果については、すべての申請団体に通知するとともに、市のホームページにおいて、その概要を公表する。ただし、公表することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとする。

【審査基準】

審査項目	審査内容		配点
【１】施設活用方針に基づく全体的審査	公共性	幅広い年代が利用でき、利用者の生涯健康を実現できる提案であるか。また、社会的弱者（障がい者や高齢者等）への配慮がなされた提案であるか。	10 点
	相乗効果	レストランの事業内容が温浴事業と連携がとれた内容であり、それらの相乗効果により施設全体の利便性の向上が図られた提案であるか。	10 点
	創意工夫	利用者の利便性の向上や賑わい創出のため、民間のノウハウや経験を活かした提案であるか。	10 点
	地域活性化	地元の雇用創出や市内事業者との連携など、地域の活性化が期待できる提案であるか。	10 点
	協調性	市や本事業を行う上での協力者等との良好な協力体制を構築する内容の提案であるか。	5 点
小計			45 点
【２】提案内容に関する審査	実現性	事業実施体制が適切に構築されており、事業計画と収支計画の整合性も適切であり、明確かつ具体的で実現性の高い提案であるか。	10 点
	効果・効率	事業が効果的、効率的に実施でき、将来的にも持続可能な提案であるか。	5 点
	危機管理	防災や防犯、その他不測の事態に対応するための危機管理体制が図られた提案であるか。	5 点
	運営方針	集客の目玉となる取組がなされ、利用者の増加が期待できる提案であるか。	10 点
	法令遵守	周辺の環境保全及び法令遵守が十分考慮された提案であるか。	5 点
	安全管理	利用者の安全や衛生管理に十分配慮した提案であるか。	5 点
小計			40 点
【３】事業者に対する審査	経営状況	法人等の基盤が安定し、経営状況に問題はないか。	10 点
	実績	類似事業の管理実績が良好であり、必要な管理運営が期待できるか。	10 点
	適正	本事業への意欲・熱意・責任が感じられるか。	10 点
小計			30 点
【４】価格点	価格点＝満点（15 点）× （指定管理料提案額の全提案者中最低申出価格÷申出価格） ※小数点以下第２位を四捨五入する。		15 点
小計			15 点
合計			130 点

※採点基準

・〔５点〕：特に優れている　・〔４点〕：やや優れている　・〔３点〕：標準的である

・〔２点〕：やや劣っている　・〔１点〕：劣っている

別表

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」に係る指定管理者選定委員会委員

氏　名	職種または役職名	備考
フジムラ　ムツミ 藤村　睦美	弁護士	委員長
イノウエ　トシフミ 井上　俊文	中小企業診断士	
シマムラ　ショウジ 嶋村　省志	税理士	
オカモト　ヨシヒロ 岡本　良寛	特定社会保険労務士	
ヨシモト　ケン 吉本　健	南都銀行榛原支店　支店長	
コウノイケ　アキヒデ 鴻池　昭英	宇陀市副市長	

（順不同、敬称略）